

ご利用ください！

大山町自己居住用建物等 改善助成制度

【制度の対象者】

大山町民で町税その他町に納付すべき料金等（水道料金・保育料など）に滞納の無い方（同一世帯員を含む）で「大山町個人用住宅等改善助成制度」及び本事業で10万円以上の助成を受けていない方が対象となります。

【対象となる工事】

自ら居住する個人用住宅等の改修等で5万円以上（税込）の工事を町内の建築業者等に発注し、その業者自らが半分以上施工するものが対象です。個人の大工さん等に発注されるものも対象になります。（店舗、農機具庫、借家、事務所、作業場等の事業用のものは対象となりません。）

関から助成を受けるものは対象となりません。

【助成の手続き】

助成を希望される場合は、必ず事前に「大山町自己居住用建物等改善助成希望届」を役場に提出してください。希望届は窓口への提出以外にも電話・ファクシミリ、電子メール、郵送でも受け付けます。

希望届を提出された方には申請書類を送付します。

送付した、「大山町自己居住用建物等改善助成申請書」に以下の書類を添えて役場に提出してください。

- ①工事の契約書もしくは請書の写し（見積もり書では申請できません。）

工務店等で普段使用されているものでかまいませんが、

工事の明細書などにより工事成します。1世帯あたりの助

大山町では地域経済の活性化、町民の皆様の住環境整備を目的として「自己居住用建物等改善助成制度」を実施しております。平成28年度までの事業ですので、ご利用いただきますようご案内します。

【制度の対象者】

大山町民で町税その他町に納付すべき料金等（水道料金・保育料など）に滞納の無い方（同一世帯員を含む）で「大山町個人用住宅等改善助成制度」及び本事業で10万円以上の助成を受けていない方が対象となります。

成の上限額は10万円（ただし、下水道への新規接続工事によるものは工事費の15%で上限額を15万円）までです。

助成の方法は、町内の加盟店で使用できる大山町商工会の「お買物券」（使用期限は発行から6ヶ月）でお渡します。

内容と経費の内訳が分かるものが必要です。

②工事に関する下請け申出書

本制度は、事業者が改修工事等で下請け業者を使う場合、施工金額の全体のうち半分以上が町内の業者である必要があります。申請の際には、契約された町内事業者が記入した所定の様式が必要です。

③工事前の写真

貼り付けの台紙を町で用意しています。必ず施工の前で施工前の写真が無いものは対象となりません。

④町納付負担金・使用料等納入状況確認同意書兼納税状況確認同意書

申請用紙と一緒に渡しますので、記名押印して提出してください。納入状況の確認は町で行いますので証明を受けられる必要はありません。

申請者に「助成決定通知書」を送付します。工事が完了した後で工事内容や工事費が変更申請をされる場合は、変更申請をされる場合に、観光商工課にご相談ください。「完了報告書」等の用紙は、「助成決定通知書」とともに送付します。（詳細な手続きの仕方は、同封する詳細説明をご覧ください。）

◆問い合わせ先

観光商工課

電話番号：0859-53-3110
FAX：0859-53-3163
電子メール：kankou@daisen.jp

